

2018年5月21日

お客様各位

**【インドネシア向け】 TAX ID 及び HS CODE のB/L記載について**

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関しまして、インドネシア財務大臣規則158号通達により、インドネシア向け貨物はB/L面上にTAX ID及びHS CODEの記載が義務化される事になりましたのでご案内申し上げます。

つきましては、今後上記仕向け地へ船積みのお客様は、B/L Instructionに下記の通り記載頂けます様お願い致します。尚、記載されていない場合、現地での通関及び貨物引渡し時に支障をきたす可能性がございますので、ご留意頂けますようお願い申し上げます。

記

適用開始日 : 2018年5月23日現地到着分より  
対象貨物 : インドネシア向け貨物  
手配事項 : 以下2点をB/LのDescription欄へ記載

- 1、Consignee TAX ID (輸入者の納税者登録番号)
- 2、HS CODE (輸入統計品目番号)

尚、既に出港済み貨物に関しましては、インドネシア側にてONE INDONESIAよりConsignee 殿へご連絡の上、上記必要事項のご提供依頼をさせていただきますので、適宜現地側にてご協力の程宜しくお願い申し上げます。

以上